

規 則

「千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第6号

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年千曲市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「100分の50」を「100分の106.25」に改める。

別表第1職種別基準表のA行政職給料表職種別基準表(一)中

「

母子・父子自立支援員、家庭相談員、子育て支援相談員、ファミリーサポート事業事務員、栄養士、歯科衛生士、レセプト点検員、情報教育技術支援員、図書館司書、介護認定調査員、しなの鉄道駅員

」を

「

母子・父子自立支援員、家庭児童相談員、子育て支援相談員、ファミリーサポート事業事務員、栄養士、歯科衛生士、レセプト点検員、情報教育技術支援員、図書館司書、介護認定調査員、しなの鉄道駅員

」に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。